



松戸市消防職員のサングラス着用について

松戸市では、直射日光や太陽光の乱反射から視界を確保することによる交通事故防止、消防活動時の活動障害及び紫外線による健康被害防止を目的とし、消防職員のサングラス着用を始めます。

●**着用開始日** 令和7年9月1日（月）から

●**着用条件**

- (1) 公用車を運転する場合で直射日光等により信号機その他道路状況の確認が困難となる恐れがあるとき。
- (2) 無人航空機及びはしご車等の操作時に上方を注視する場合で、直射日光等により活動に支障をきたす恐れがあるとき。
- (3) 水難救助活動（訓練含む）時に太陽光が水面に反射するなど、水面の確認等に支障をきたす恐れのあるとき。
- (4) 災害活動又は訓練実施時に所属長等がサングラスの着用が必要と判断したとき。

【着用イメージ】



使用するサングラスについては、華美な物を避け、紫外線等から目を保護することを目的とし、現場の安全管理に繋げるため着用いたしますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

【本件に関する問い合わせ先】

〒270-2241 千葉県松戸市松戸新田1-4-5

松戸市消防局警防課 ☎047-363-1115

FAX 047-363-1138 ✉ mcfldkeibou@city.matsudo.chiba.jp